

リトアニア共和国憲法

山岡 規雄

I 制定経緯

リトアニアは、14世紀に、ポーランドとの統一を実現し、15世紀に、ヨーロッパ有数の大国となったが、その後、次第に衰退の道をたどり、1795年の第3次ポーランド分割により、ロシア帝国に帰属することになった。

第1次世界大戦において、リトアニアは、ドイツとロシアの戦場と化し、1915年にはドイツの占領下に置かれた。ドイツの敗北の結果、1918年に、リトアニアは独立を回復した。しかし、1939年の独ソ間の協定(モロトフ・リッベントロップ協定)により、ソ連の勢力圏とされることが密約され、翌年の1940年、ソ連に併合された。独ソ戦の開始により、一時期ドイツの占領下におかれたこともあったが、基本的には、以後、ソ連内の一共和国と位置づけられることとなった。

ソ連において、ゴルバチョフによるペレストロイカが開始された時期には、リトアニアの完全な独立が実現されるものとは一般的には思われていなかった。リトアニアの独立が公に議論できるようになったのは、1980年代の後半からであった。1988年6月にサーユディス(「運動」という団体が結成され、リトアニアの文化、言語、アイデンティティーの保護やリトアニアの主権、すなわち、ソヴィエト法に対するリトアニア法の優越を求め、活動を開始した。

1990年2月には、50年ぶりに最高評議会(国会)の自由選挙が実施され、サーユディスが3分の2の議席を獲得し、単独で憲法改正を行うことが可能となった。新たに選挙された最高評議会は、独立を宣言し、「リトアニア国の復興に関する法律」を制定し、その後、「1938年5月12日のリトアニア憲法の復活に関する法律」を制定した。この法律は、共産主義体制以前の国

家との継続性を示すために制定されたのであるが、1938年の憲法は、権威主義的な性格を有する憲法であったため、同1日(1990年3月11日)に暫定基本法を制定し、より民主的な制度を確保することとした。

こうした独立の動きに対し、ソ連は経済制裁で応じ、1991年1月には、リトアニアに軍隊を増派し、かつての党印刷所などを占拠した。ソ連軍はさらに、テレビ塔を占拠しようとしたが、これを阻止しようと集結した市民と衝突し、10数名の市民が死亡する事態に至った。

1991年3月には、ソ連で新しい連邦に関する国民投票が予定されていたが、リトアニアはこの国民投票に参加しない意向を表明し、これに対抗する形で、2月にリトアニアが独立した民主的な共和国であるべきか否かを問う国民投票が実施された。投票の結果、独立支持派が90.5%という圧倒的な多数を獲得した。この結果を受け、最高評議会は、リトアニアが独立した民主的な共和国である旨を定める「リトアニア国に関するリトアニア共和国憲法的法律」を制定した。この法律は、現在でも憲法の一部を構成している。

1991年1月のソ連軍の市民殺害事件によるゴルバチョフの威信の低下と2月の独立を圧倒的に支持する国民投票の結果は、国際世論をリトアニアの独立を認める方向へと次第に導いていった。

1991年8月には、ソ連で保守派がクーデタを起こしたが、あえなく失敗に終わり、国家機構が大幅に改編された。9月には、ついに、国家評議会(ソ連解体までの暫定的な組織で、連邦大統領と12の共和国最高指導者により構成された)がバルト3国の独立を承認することとなった。

1991年の末には、リトアニアの最高評議会

の下に委員会が設置され、新憲法の制定作業が始められた。委員会は、9名の法律家、2名の哲学者、1名の経済学者、1名の数学者、1名の物理学者の計14名の委員により構成された。1992年4月には、2つの憲法草案が作成された。第一の案は、委員会の多数派が支持した議院内閣制の憲法草案であり、第二の案は、3名の委員が支持した大統領制の憲法草案であった。委員会では少数の支持しか得られなかったにもかかわらず、サーユディスが率いる連立政府は、第二の案を下敷きにした憲法草案を作成した。さらに、政府は、大統領に強い権限を与えることについて賛否を問う国民投票を実施したが、賛成票が可決要件である総有権者数の50パーセントに満たず、この政府の思惑は失敗に終わった。この結果を受け、サーユディスは第一の案の側に歩み寄り、フランス型の半大統領制とすることで両者の間に妥協が図られ、憲法承認に関する国民投票が予定されていた1992年10月25日の2週間前によく最終的な憲法草案が確定した。国民投票の結果、この1992年の憲法は、75.4%の賛成により、承認された。

II 憲法の概要

1 総論

1992年に制定されたリトアニア憲法は、北欧やドイツの憲法をモデルにし、戦間期のリトアニアが独立国家であった時代の憲法の伝統も受け継いでいるといわれる。また、国際的な人権条約を参照し、社会主義時代の福祉国家の遺産も継受しているところに特色がある。

2 人権

近年制定される憲法の例に漏れず、人権規定は、充実した内容となっている。

「第2章人及び国」では、自由権が主として規定されている。すなわち、生命に対する権利(第19条)、人身の自由(第20条)、プライバシー権

(第22条)、財産権(第23条)、住居の不可侵(第24条)、思想・良心の自由(第26条)、罪刑法定主義など刑事上の諸権利(第31条)、移動の自由(第32条)、選挙権など政治に関する諸権利(第33条、第34条)、結社の自由(第35条)、集会の自由(第36条)などである。

「第3章社会及び国」では、家族、教育、宗教といった問題に関する権利が規定されている。すなわち、無償教育の保障(第41条)、学問の自由(第42条)、宗教活動の自由(第43条)などである。

「第4章国民経済及び労働」では、経済や労働に関する権利が規定されている。すなわち、経済活動の自由(第46条)、職業選択の自由(第48条)、休暇をとる権利など労働条件に関する諸権利(第49条)、団結権(第50条)、争議権(第51条)などである。

3 国会

国会は、一院制で、141名の議員により構成され、4年の任期で選挙される(第55条)。141名のうち71名は、小選挙区制によって選挙され、70名は、比例代表制によって選挙される。

国会は、立法権のほか、大統領によって推薦された内閣総理大臣を承認するか否かを決定する権限、内閣総理大臣を不信任する権限、憲法裁判所長官、最高裁判所長官、会計検査官及びリトアニア銀行委員会委員長を任命する権限、予算を承認する権限、条約を批准・破棄する権限、恩赦を認める権限等を有する。その他、国会は大統領の選挙と地方政府の選挙を公示し、中央選挙管理委員会を組織する権限を有する(第67条)。

後述するように、国会は、内閣に対する不信任を可決した場合など、大統領により解散されるときがあるが、これに対し、新たに選挙された国会は、総議員の5分の3の多数により、大統領選挙を実施することを求める権限を有する

(第87条第1項)

4 立法手続

法律案の提出権は、内閣、大統領、国会議員、5万人以上の有権者にある(第68条)。通常の方法案は、出席議員の過半数の賛成により可決されるが、憲法的法律の場合には、総議員の過半数による賛成が必要となる。なお、憲法的法律の改正には、総議員数の5分の3が必要とされる。

通常、国会により可決された法律は、その送付から10日以内に大統領により署名され、公布される。大統領には、拒否権があり、送付された法律について、理由を付して国会に再審議を求めることができる(第71条第1項)。これに対して、国会は、通常の方法の場合には、総議員の過半数の賛成により、憲法的法律の場合には、総議員の5分の3の賛成により、大統領の異議を覆すことができる(第72条第2項)。大統領が署名もせず、差戻しもしなかった場合には、国会議長による署名、公示の後、法律は発効する(第71条第2項)。

5 大統領

大統領は国民の直接選挙により、5年の任期で選出される(第78条第2項)。3期連続して選挙されることは、禁止されている(第78条第3項)。大統領選挙に立候補するためには、少なくとも2万人の有権者の署名が必要とされる(第79条第1項)。

大統領に選出されるには、投票者の過半数の票を獲得するか、それができなかった場合には、最多数の票で、かつ、投票者の3分の1以上の票を獲得する必要がある。投票者の3分の1以上の票を獲得した候補者がいなかった場合には、決選投票が行われる。決選投票に立候補できるのは、第1回目の投票で得票数の多かった上位2名である。決選投票が実施された

場合には、より多くの票を獲得した候補者が大統領に選挙される(第81条)。

大統領には、政治的中立性が求められており、国会議員等との兼職が禁止されるほか、次期大統領選挙までの間、政党又は政治団体における活動を停止しなければならない(第83条)。

大統領は、外交政策の基本問題を決定し、条約を締結する権限を有する。また、国会の同意を得て内閣総理大臣、軍隊の最高指揮官を任命するほか、国会に対し、最高裁判所裁判官、検事総長、憲法裁判所裁判官、リトアニア銀行委員会委員長の候補者を提案する権限を有する(第84条)。

先述のとおり、大統領には法案提出権があり、国会で可決された法律に対し、再審議を求める権限があるが、通常の方法の場合には、国会の絶対多数により、この拒否権は覆される。

大統領は、権限行使に際し、命令を発する権限を有するが、当該命令は、内閣総理大臣又は所管大臣の署名がなければ効力が生じない(第85条)。

6 内閣

内閣は、内閣総理大臣及び大臣により組織される(第91条)。内閣総理大臣は、国会の同意を得て、大統領により任免される。大臣は、内閣総理大臣の提案に基づき、大統領が任免する(第92条)。

内閣総理大臣は、任命後15日以内に政策綱領を国会に提出する。国会の承認が得られれば、政府は活動を開始することができる(第92条)、2回にわたって国会により否決された場合には、辞職しなければならない。また、国会が総議員の過半数により内閣の不信任を可決した場合にも内閣は、辞職しなければならない(第101条第3項第2号)。前者の場合、そして後者の場合であって内閣の要請があるときには、大統領は、国会を解散し、総選挙を公示する(第

58条第2項)。

内閣の権限は、領土の不可侵性の保護、安全保障、法令の執行、予算案の作成と予算の執行、外交関係の締結などである(第94条)。

7 憲法裁判所

憲法裁判所は、9名の裁判官によって構成され、裁判官の任期は9年で、3年ごとに3名が新たに任命される。大統領、国会議長、最高裁判所長官により各々3名ずつ提案された候補者9名の中から、国会が3名を任命する。

憲法裁判所は、法律等の合憲性の審査、大統領令及び政令の合憲性及び合法性の審査、大統領選挙又は国会議員選挙における選挙法の違反の審査、大統領が職務遂行可能か否かの判断、条約の合憲性の審査、弾劾手続が開始されている国会議員及び公務員の行為が憲法に違反しているか否かの審査の権限を有する(第105条)。法律等の合憲性の審査を提訴できるのは、政府、国会議員の5分の1及び裁判所である。大統領令の合憲性及び合法性の審査を提訴できるのは、国会議員の5分の1及び裁判所である。政令の合憲性及び合法性の審査を提訴できるのは、国会議員の5分の1、大統領及び裁判所である(第106条)。以上のように、違憲審査の提訴権者は、国会議員、政府、大統領、裁判所に限られ、個人が直接、権利侵害の違憲性を憲法裁判所に訴えることはできない。

8 司法

1990年の暫定基本法では、二審制の裁判制度が導入されたが、1992年の憲法制定により、四種の裁判所を有する三審制の裁判制度に改められた(第111条)。地方裁判所(apylinkės teismas)は、民刑事の第一審裁判所である。地域裁判所(apygardos teismas)は、法律で定められた一定の民刑事の事件に関する第一審裁判所である一方で、地方裁判所の判決に対する控訴

審も担当する。リトアニア控訴裁判所(Lietuvos apeliacinis teismas)は、地域裁判所が第一審として取り扱った事件の判決に対する控訴審を担当するほか、地域裁判所の控訴審における判決に対する上告審を管轄する。リトアニア最高裁判所(Lietuvos Aukščiausiasis Teismas)は、控訴裁判所の判決に対する上告審を管轄する。

9 地方自治

リトアニアの地方自治体は、56の市町村により構成されている。市町村議会議員は、4年の任期で選挙される(第119条)。市町村長は、市町村議会議員の中から互選により選出される。市町村長は、市町村議会の議長をも同時に務めるため、市町村における行政と立法の長の両方の役割を担うことになる。市町村長は、市町村議会議員の3分の1の提案に基づき、過半数の賛成により、罷免され得る。

憲法は、地方自治体の独立を保障し(第120条)、法律の範囲内での課税権を保障している(第121条)。ただし、非常事態の場合には、政府による直接統治が認められている(第123条)。

10 安全保障及び緊急事態

戒厳令を布告し、動員を宣言する権限は、国会にあるが(第67条第20号、第142条第1項)、外国から武力攻撃があり、国家主権又は領土の統一を脅かすおそれがある場合には、大統領が直ちに戒厳令を布告し、動員を宣言する。この大統領の措置は、国会による事後の承認を必要とする(第84条第16号、第142条第2項)。

同様に、国内において憲法秩序又は社会的平和に対する脅威が生じた場合に非常事態を宣言する権限は、国会にあるが(第67条第20号、第144条第1項)、国会が休会中の場合には、大統領により非常事態が宣言される。この大統領の措置もまた、国会による事後の承認を必要とす

る(第84条第17号、第144条第2項)。

1.1 憲法改正

憲法改正を提案する権限は、4分の1の国会議員又は30万人の有権者にある(第147条)。

条文によって改正手続が異なっており、第1条の「リトアニア国家は、独立した民主的な共和国である」という規定は、国民投票により、有権者の4分の3の賛成があった場合にのみ改正することができる(第148条第1項)。

第1章と第14章の規定、すなわち、総則的な規定と憲法改正に関する規定は、国民投票によってのみ改正することができる(第148条第2項)。

その他の条文については、3か月の期間をおいた国会による2回の議決により改正される。各々の議決には、国会議員の3分の2以上の賛成が必要とされる(第148条第3項)。

1992年の憲法制定後、現在まで、外国企業による土地所有を認めるための改正、欧州連合加盟に伴う改正など、7回の改正を経ている。

おわりに

先述のように「リトアニア国は、独立した民主的な共和国である」という第1条の規定が国民投票における4分の3の賛成によらなければ改正できないこと、そして、第150条において、憲法として位置づけられている「旧ソヴィエト東方同盟へのリトアニア共和国の不参加に関するリトアニア共和国憲法的法律」もまた国民投票における4分の3の賛成によらなければ改正できないこと(憲法には明記されていないが、「2002年6月4日の国民投票に関する法律」により定められている)に表れているように、旧ソ連

からの独立に対する強い意志が示されていることがわかる。一方で、リトアニアは、「ヨーロッパへの回帰」を目指しており、2004年には、「リトアニア共和国の欧州連合への加盟に関する憲法的法律」が制定され、この法律も第150条により、憲法として位置づけられた。

次頁以降の憲法の翻訳に当たっては、リトアニア語原文以外に、英語訳(リトアニア議会ホームページ(<http://www3.lrs.lt/home/Konstitucija/Constitution.htm>))及びドイツ語訳(Herwig Roggemann Hrsg., *Die Verfassungen Mittel- und Osteuropa*, Berlin: Berlin Verlag, 1999)を参考としたことを付記しておく。

参考文献

- Caroline Taube, *Constitutionalism in Estonia, Latvia and Lithuania: a study in comparative constitutional law*, Uppsala: Iustus Förlag, 2001.
- Alexandra Ashbourne, *Lithuania: the rebirth of a nation 1991-1994*, Lanham, MD: Lexington Books, 1999.
- Joachim Tauber, “Das politische System Litauens,” *Die politischen Systeme Osteuropa 2. Aufl.* Opladen: Leske+Budrich, 2004
- Kazimieras Liudvikas Valančius, *Lietuvos valstybės konstitucijos*, Vilnius: Ekonomikos Mokymo Centras, 2001.
- V. Stanley Vardys and Judith B. Sedaitis, *Lithania: the rebel nation*, Boulder, Colo.: Westview Press, 1997
- Thomas Lane, *Lithuania: stepping westward*, London: Routledge, 2001

(やまおか のりお・政治議会課憲法室)

リトアニア共和国憲法

Lietuvos Respublikos Konstitucija

山岡 規雄

リトアニア国民は、
—何世紀も以前にリトアニア国を創設し、
—その法的基礎としてリトアニア憲章及びリトアニア共和国憲法に基づき、
—何世紀にもわたり、その自由と独立を堅固に守り、
—その精神、母語、正書法及び慣習を守り、
—自らの父母及び祖先の国、独立したリトアニア国家の地に自由に生活し創造するという人及び国民の生得の権利を体现し、
—リトアニアの地に国民的な調和を涵養し、
—開かれた、公正な調和のとれた市民社会及び法の支配の下にある国家を希求し、
再生したリトアニア国の市民の意思により、この憲法を採択し、公布する。

第1章 リトアニア国

第1条

リトアニア国は、独立した民主的な共和国である。

第2条

リトアニア国は、国民によって構成される。主権は、国民に帰属する。

第3条

何人も国民の主権を拘束し、又は制限することはできず、国民全体に帰属する主権的権力を奪取することはできない。

国民及びすべての市民は、独立、領域的統一及びリトアニア国の憲法秩序を侵害するものに対して抵抗する権利を有する。

第4条

国民は、直接又は民主的に選挙された代表を通じてその主権を行使する。

第5条

リトアニアにおいては、国家権力は、国会、共和国大統領及び内閣並びに司法によって行使される。

権力は、憲法により制限される。

国家機関は、国民に奉仕する。

第6条

憲法は、統一的であり、直接適用される法律である。

すべての者は、憲法に基づき、その権利を保護することができる。

第7条

憲法に反する法律又はその他の法規は、無効である。

公布された法律のみが有効である。

法の不知は、免責とはならない。

第8条

力による国家権力又はその機関の奪取は、違憲行為とみなされ、違法かつ無効である。

第9条

国及び国民の生活に関する最も重要な問題は、国民投票によって決定される。

法律で定められた場合には、国会は、国民投票を公示する。

30万人の有権者が要求した場合にも、国民投票が公示される。

国民投票の公示及び実施の手続については、法律により定める。

第10条

リトアニア国の領土は、不可分であり、国家的組織に分割されない。

国境は、国会議員の総数の5分の4によって批准されたリトアニア共和国の国際協定によってのみ変更することができる。

第11条

リトアニア国の領土の行政単位及びその境界については、法律により定める。

第12条

リトアニア共和国の国籍は、出生その他法律で定める理由により獲得される。

法律により定められた個別の事例を除き、何人も同時にリトアニア共和国と他の国の市民であることはできない。

国籍の取得及び喪失に関する手続については、法律により定める。

第13条

リトアニア国は、国外の自国市民を保護する。

リトアニア共和国の国際協定が別に定める場合を除き、リトアニア共和国の市民を他国に引き渡すことは禁じられる。

第14条

公用語は、リトアニア語である。

第15条

国旗の色は、黄色、緑及び赤である。

国章は、赤地に描かれた白色の騎士である。

国章、国旗及びその使用については、法律により定める。

第16条

国歌は、ヴィンツァス・クディルカ作の「国民賛歌 (Tautiška giesmė)」である。

第17条

リトアニア国家の首都は、リトアニアの悠久の歴史的首都であるヴィルニユスである。

第2章 人及び国

第18条

人権及び自由は、生得のものである。

第19条

人の生命への権利は、法律により保護される。

第20条

人の自由は、不可侵である。

何人も恣意的に逮捕され、勾留されてはならない。何人も、法律により定められた理由及び法律により定められた手続によらなければその自由を奪われない。

現行犯で勾留された者は、48時間以内に、法廷において、被勾留者の出席の下、勾留の妥当性について決定するために法廷に引き渡されなければならない。裁判所がその者を勾留する決定を下さなかった場合には、被勾留者は直ちに釈放される。

第21条

人の身体は、不可侵である。

人の尊厳は、法律により保護される。

拷問、人を傷つけること、その尊厳を貶めること、残酷に取り扱うこと及びそのような刑罰を定めることは、禁止される。

何人も、認識及び自由な同意なしに科学的又は医学的な実験に供されることはできない。

第22条

人の私生活は、不可侵である。

信書による通信、電話による会話、電信メッセージその他の意思疎通は、不可侵である。

個人の私生活に関する情報は、理由が付された裁判所の決定及び法律に基づいてのみ収集することができる。

法律及び裁判所は、何人も私生活及び家族生活への恣意的又は違法な干渉並びに名誉及び尊厳の侵害を被らないように保護しなければならない。

第23条

財産は、不可侵である。

所有権は、法律により保護される。

財産は、社会の必要のために、法律により定められた手続に従い、正当な補償がなされる場合に限り、収用することができる。

第24条

人の住居は、不可侵である。

公共の秩序を保障し、犯罪を追及し、人の生命、健康又は財産を保護することが必要である場合であっても、裁判所の決定又は法律により定められた手続に基づかなければ、居住者の同意なしにその住居に立ち入ることは、許されない。

第25条

人は、自らの信条を有し、自由にそれを表明する権利を有する。

人は、情報及び思想を求め、受容し、伝達することを妨げられてはならない。

信条を表明し、情報を入手し、及び伝達する自由は、人の健康、名誉及び尊厳、私生活並びに道徳を保護し、又は憲法秩序を守るためにそれが必要な場合に、法律によらなければ、制限することはできない。

信条を表明し、情報を伝達する自由は、犯罪

行為、すなわち、中傷及び虚偽情報による民族的、人種的、宗教的又は社会的憎悪、暴力及び差別の扇動とは両立しない。

市民は、法律により定められた手続に従い、国家機関が保有する自らに関する情報を入手する権利を有する。

第26条

思想、宗教及び良心の自由は制限されない。

何人も、宗教又は信仰を自由に選択し、他者とともに私的に又は公的にその宗教を告白し、宗教的行為を遂行し、その信仰を実践し、及び教育する権利を有する。

何人も、他者に宗教若しくは信仰を選択若しくは告白することを強制し、又は強制されることはない。

人の宗教若しくは信仰を告白し、又は普及させる自由は、社会の安全、公共の秩序、国民の健康及び道徳並びに個人の基本的な人権及び自由を保障する場合を除き、法律によらなければ、制限することはできない。

両親及び後見人は、制約なしに、その信条に従い、その子及び被後見人の宗教的及び道徳的教育を行うことができる。

第27条

人の信条、実践された宗教又は信仰は、犯罪又は法の不遵守を正当化することはできない。

第28条

人は、その権利を実現し、自由を行使するに当たり、リトアニア共和国の憲法及び法律を遵守しなければならない。他者の権利及び自由を制限してはならない。

第29条

何人も、法律、裁判所その他の国家機関及び公務員に対し平等である。

人の権利は、性別、人種、民族、言語、出自、社会的地位、信仰、信条若しくは見解を理由として制限され、又は特権を付与されることはない。

第30条

憲法上の権利又は自由を侵害された者は、裁判所に訴える権利を有する。

個人に加えられた物質的及び精神的損害への補償については、法律により定める。

第31条

人は、法律によって定められた手続に従って有罪であることが証明され、裁判所の拘束力を有する判決によって有罪を宣告されるまで無罪の推定を受ける。

罪を犯したとして訴追されている者は、独立かつ中立の裁判所により、自らの裁判が公開され、公正に審理されるよう求める権利を有する。

当該者自身、その家族又は近親者に対して自白を強制することは禁止される。

刑罰は、法律に基づいてのみ科され、又は適用される。

何人も、同一の犯罪で二度罰せられることはない。

犯罪を犯したと疑われている者及び訴追されている者には、逮捕のとき又は最初の取調べのときから防御する権利及び弁護人を依頼する権利が保障される。

第32条

市民は、リトアニア国内で自由に住居を移動させ、選択し、自由にリトアニアを出国することができる。

この権利は、国の安全、国民の健康及び司法の実現のために必要な場合に、法律によらなければ、制限されることはできない。

市民がリトアニアに帰国することが禁止され

ることはない。

すべてのリトアニア人は、リトアニアに居住することができる。

第33条

市民は、直接及び民主的に選挙された代表を通じて国の統治に参加する権利並びに平等な条件でリトアニア共和国の国の公務に携わる権利を有する。

市民には、国家機関又は公務員の活動を批判し、その決定に対して異議を申し立てる権利が保障され、批判に対する訴追は禁止される。

市民には、請願権が保障され、この権利の実現のための手続については、法律により定める。

第34条

選挙日に18歳に達している市民は、選挙権を有する。

被選挙権は、リトアニア共和国憲法及び選挙法により定める。

裁判所により行為能力がないと認定された市民は、選挙に参加することができない。

第35条

その目的及び活動が憲法及び法律に反しない場合には、市民は、自由に団体、政党及び組織を結成する権利を保障される。

何人も、団体、政党及び組織に所属することを強制されない。

政党、その他の政治団体及び社会団体の設立及び活動は、法律により規制される。

第36条

市民が武器を持たず、平和な集会に集結することを禁止し、妨げることは許されない。

この権利は、国若しくは社会の安全、公共の秩序、国民の健康若しくは道徳又は他者の権利及び自由を保護するために必要である場合に、

法律によらなければ、制限されない。

第37条

民族共同体に属する市民は、その言語、文化及び慣習を支援する権利を有する。

第3章 社会及び国

第38条

家族は、社会及び国の基礎である。

国は、家族、母性、父性及び子どもを保護し、援助する。

婚姻は、男性及び女性の自由な同意により成立する。

国は、結婚、出生及び死亡を記録する。国は、婚姻の教会への登録も認める。

家族において配偶者の権利は、同等である。

両親の権利及び義務は、その子どもを誠実な人間で、信頼することのできる市民に育て、成人するまで彼らを養育することである。

子どもの義務は、両親を尊敬し、老齢期に介護し、及びその財産を保護することである。

第39条

国は、家庭において子どもを養育し、教育する家族に配慮し、法律により定められた手続に従い、家族を支援する。

法律は、出産前後の働いている母親に対し有給の休暇を与え、働き易い労働条件及びその他の便宜を提供する。

未成年の子どもは、法律により保護される。

第40条

国家及び地方自治体の学習及び教育の機関は、非宗教的でなければならない。両親の要請に基づき、宗教教育を行うものとする。

公的でない学習及び教育の機関は、法律の定める手続に従って設立することができる。

高等教育の学校には、自治が保障される。

国は、学習及び教育の機関の活動を監督する。

第41条

教育は、16歳以下の者に対する義務である。

国及び地方自治体の一般教育学校、職業教育学校及び高等学校における教育は、無償とする。

高等教育は、個人の能力に応じすべての者に対して開かれている。成績の優秀な市民には、国立の高等教育の学校での無償教育が保障される。

第42条

文化、科学及び研究並びに教授は、自由である。

国は、文化及び科学を振興し、リトアニアの歴史的、芸術的及び文化的記念物並びに他の文化的価値を有する対象物の保護を管理する。

法律は、学術的、技術的、文化的及び芸術的作品と関連する著作者の精神的及び物質的な著作権上の利益を保護する。

第43条

国は、リトアニアにおける伝統的な教会及び宗教団体を認める。その他の教会及び宗教団体の場合は、社会において支持され、その教義及び活動が法律及び道徳に反しない限り、これを認めるものとする。

国により認められた教会及びその他の宗教団体は、法人の権利を有する。

教会及び宗教団体は、自由にその教義を布教し、活動を行い、祈祷施設、慈善機関及び聖職者の養成のための学校を有することができる。

教会及び宗教団体は、その聖典及び規則に従い、自由に宗教活動を行うことができる。

国における教会及びその他の宗教団体の地位は、協約又は法律により定められる。

教会及び宗教団体により布教される教義、そ

他の宗教活動並びに祈祷施設は、憲法及び法律に反する目的で利用することはできない。

リトアニアには国教は、存在しない。

第44条

マスメディアに対する検閲は、禁止される。

国、政党、政治団体及び社会団体並びにその他の機関又は個人は、マスメディアを独占することができない。

第45条

市民の民族共同体は、その民族文化、教育、慈善事業及び相互扶助について独立して規律する。

国は、民族共同体に対し、支援を与える。

第4章 国民経済及び労働

第46条

リトアニアの経済は、私的所有権、個人の経済活動の自由及び創意を基礎とする。

国は、社会に有益な経済的努力及び創意を支援する。

国は、国民の一般の福祉に資するために、経済活動を規制する。

法律は、生産及び市場の独占を禁止し、公正な競争の自由を保護する。

国は、消費者の利益を保護する。

第47条

国家的な重要性を有する地下、河川湖沼、森林、公園、道路並びに歴史的、建築的及び文化的記念物は、リトアニア共和国の排他的な支配の権利の下に置かれる。

リトアニア共和国は、その領土の上空、大陸棚及びバルト海の経済水域に対する排他的な権利を有する。

リトアニア共和国において、外国の法主体は、

憲法に従って、土地、河川湖沼及び森林の所有権を獲得する。

土地の一区画は、法律により定める手続及び条件に従い、大使館及び領事館の設置のために、所有権により外国に帰属することができる。

第48条

何人も、自由に職業及び営利活動を選択することができ、適正、安全かつ健康的な条件で働き、労働に対する正当な報酬及び失業の場合には社会保障を受ける権利を有する。

リトアニア共和国における外国人の労働は、法律により制限される。

強制労働は、禁止される。

兵役又は兵役の代替役務及び戦時、自然災害、疫病の流行その他の場合における市民の労働は、強制労働とみなされない。

裁判所によって有罪判決を下された者に科される、法律により定められた労働もまた強制労働とみなされない。

第49条

すべての労働者は、休息及び余暇並びに年次有給休暇に対する権利を有する。

労働時間は、法律により定める。

第50条

労働組合は、自由に結成され、独立して活動する。労働組合は、被用者の職業的、経済的及び社会的権利並びに利益を保護する。

すべての労働組合は、同等の権利を有する。

第51条

被用者は、その経済的及び社会的利益を守るために、罷業を行う権利を有する。

この権利の制限並びに行使の条件及び手続は、法律により定める。

第52条

国は、老齢年金及び障害者年金並びに失業、疾病、配偶者の喪失、扶養者の喪失及び他の法律によって定められた場合における社会的援助を受ける権利を市民に対し保障する。

第53条

国は、国民の健康を管理し、疾病の場合には、医療援助及び医療サービスを保障する。国の医療機関における市民に対する無料の医療援助の提供の手続は、法律により定める。

国は、社会の保健文化を振興し、スポーツを援助する。

国及びすべての人は、環境を有害な影響から保護しなければならない。

第54条

国は、自然環境、野生動物及び植生、個々の自然物並びに特別な価値を有する領域の保護を管理し、天然資源が節度をもって使用され、再生され、及び増大されるよう監督する。

土地及び地下を破壊すること、水質及び大気を汚染すること、環境に対し放射能の影響を及ぼすこと並びに野生動物及び植生に損失を与えることは、法律により禁止される。

第5章 国会

第55条

国会は、国民の代表、すなわち、普通、平等及び直接投票の権利に基づき、秘密投票により4年の任期で選出された141名の国会議員により構成する。

国会は、国会議員の5分の3以上が選出された場合には、選挙されたものとみなされる。

国会議員選挙の手続については、法律により定める。

第56条

外国に対して宣誓又は誓約を行っておらず、選挙日に25歳以上であり、リトアニアに定住しているすべてのリトアニア市民は、国会議員の被選挙権を有する。

裁判所によって科された刑罰を満了していない者及び裁判所により行為能力がないと認定された者は、国会議員の被選挙権を有しない。

第57条

通常の国会議員選挙は、国会議員の任期が終了する年の10月の第二日曜日に実施される。

任期満了前の国会議員選挙の後の通常の国会議員選挙は、この条の第1項に規定された日に実施される。

第58条

任期満了前の国会議員選挙は、国会議員の5分の3以上の投票により採択された国会の決議によって実施される。

任期満了前の国会議員選挙は、次のいずれかの場合に、共和国大統領により公示される。

- 1) 国会が内閣の新たな政策綱領についてその提出から30日以内に決定を下さない場合又は当該政策綱領をその提出から60日以内に連続して2回承認しなかった場合
- 2) 国会が直接政府の不信任を表明し、政府の要請があった場合

共和国大統領は、その任期が6か月以内に終了する場合又は任期満了前の国会議員選挙から6か月が経過していない場合には、任期満了前の国会議員選挙を公示することができない。

新しい国会の選挙日は、任期満了前の国会議員選挙に関する国会の決議又は共和国大統領の命令により決定される。新しい国会の選挙は、任期満了前の国会議員選挙に関する決定の採択から3か月以内に実施されなければならない。

第59条

国会議員の任期は、新たに選挙された国会が最初に招集された日から計算される。前回選挙された国会議員の任期は、この会議の開始時に終了する。

選挙された国会議員は、リトアニア共和国への忠誠を宣誓した後に初めて、国民の代表のすべての権利を獲得する。

法律により定められた手続に従った宣誓を行わない国会議員又は条件付きの宣誓を行った国会議員には、国会議員の資格が付与されない。国会は、これに関する決議を採択する。

国会議員は、職務の遂行に際して、リトアニア共和国憲法、国益及び自らの良心に従い、いかなる命令にも拘束されない。

第60条

国会議員の職務は、国会における職務を除き、他の国家機関及び組織の職務並びに営利活動、商業及びその他の私的団体又は企業の労働と兼ねることができない。国会議員は、任期中、国防義務の遂行義務を免除される。

国会議員のみが、内閣総理大臣又は大臣に任命されることができる。

国会議員の勤務及び議会活動に関連する出費に対して、国家予算から手当が支給される。国会議員は、創造的な活動への手当を除き、その他の手当を受けてはならない。

国会議員の義務、権利及び活動の保障については、法律により定める。

第61条

国会議員は、内閣総理大臣、大臣及び国会によって設置又は選出された、その他の国家機関の長に対して質問をする権利を有する。質問を受けた者は、口頭又は書面により、国会の会期中に国会の定めた手続に従い、回答しなければならない。

国会の会期中に、国会議員の5分の1以上の会派は、内閣総理大臣又は大臣に問責質問をすることができる。

問責質問に対する内閣総理大臣又は大臣の答弁を審議した後、国会は、その答弁が納得のいくものではないと決議し、国会議員の過半数の票により内閣総理大臣又は大臣の不信任を表明することができる。

投票手続は、法律により定める。

第62条

国会議員の身体は、不可侵である。

国会議員は、国会の同意なしに、犯罪の法的責任を負い、逮捕され、その自由を制限されることはない。

国会議員は、国会における投票又は発言を理由として訴追されることはない。ただし、個人の名誉毀損又は中傷に対する一般的な手続に従い、犯罪の法的責任を負うことを妨げない。

第63条

国会議員の権限は、次の各号に掲げる場合に終了する。

- 1) 任期の満了時又は任期満了前に選挙された議会在最初の会議のため招集されたとき
- 2) 死亡
- 3) 辞職
- 4) 裁判所により行為能力がないと認定された場合
- 5) 国会が懲罰手続に従い、その職務を解いた場合
- 6) 選挙が無効であった場合又は選挙法に著しく違反した場合
- 7) 国会議員と兼職できない職務に就いた場合又は当該職務を放棄しない場合
- 8) リトアニア共和国の国籍を喪失した場合

第64条

毎年、国会は、春と秋の2回の常会のために招集される。春の会期は、3月10日に開始し、6月30日に終了する。秋の会期は、9月10日に開始し、12月23日に終了する。国会は、会期の延長を決定することができる。

臨時会は、国会議員の3分の1以上の提案に基づき、国会議長により、及び憲法が定める場合には、共和国大統領により招集される。

第65条

共和国大統領は、国会選挙の日から15日以内に開くべき最初の会議のために、新たに選挙された国会を招集する。大統領が招集しない場合には、15日の期間の満了した次の日に国会議員が自ら集会する。

第66条

国会の会議は、国会議長又は副議長により主宰される。

選挙後の最初の会議は、最年長の国会議員により開会される。

第67条

国会は、次の各号に掲げる権限を有する。

- 1) 憲法改正案を審議し、採択すること。
- 2) 法律案を可決すること。
- 3) 国民投票に関する決議を行うこと。
- 4) リトアニア共和国大統領選挙を公示すること。
- 5) 法律により定められた国家機関を設置し、その長を任命し、罷免すること。
- 6) 共和国大統領により推薦された内閣総理大臣候補者を承認し、又は承認しないこと。
- 7) 内閣総理大臣により提出された内閣の政策綱領を審議し、それを承認するか否かを決定すること。
- 8) 内閣の提案に基づき、リトアニア共和国の省を設置し、廃止すること。

9) 内閣の活動を監視し、内閣総理大臣又は大臣に対する不信任を表明すること。

10) 憲法裁判所及び最高裁判所の裁判官及び長官を任命すること。

11) 会計検査官及びリトアニア銀行委員会委員長を任命し、罷免すること。

12) 地方議会の選挙を公示すること。

13) 中央選挙委員会を組織し、その構成を変更すること。

14) 予算を承認し、その執行を監視すること。

15) 国税及びその他の義務的な徴収を定めること。

16) リトアニア共和国の国際条約を批准し、破棄し、その他の外交政策の問題を審議すること。

17) 共和国の行政単位を定めること。

18) リトアニア共和国の栄典を定めること。

19) 恩赦を認めること。

20) 直接統治、戒厳令及び非常事態を宣言し、動員を宣言し、軍隊の使用の決定を可決すること。

第68条

国会において立法の発案権を有するのは、国会議員、共和国大統領及び政府である。

リトアニア共和国市民もまた立法の発案権を有する。選挙権を有する5万人以上のリトアニア共和国市民は、法律案を国会に提出することができ、国会は、これを審議しなければならない。

第69条

法律案は、法律の定める手続に従い、国会によって可決される。

法律案は、会議に参加している国会議員の過半数が賛成票を投じた場合に、可決されたものとみなす。

リトアニア共和国の憲法的法律は、国会議員

の総数の過半数の賛成票により可決され、国会議員の総数の5分の3以上の投票により改正される。国会は、憲法的法律の一覧を国会議員の票の5分の3の多数で定める。

リトアニア共和国の法律の規定は、国民投票により可決することもできる。

第70条

国会の可決した法律は、その法律が別に施行日を定めない限り、共和国大統領により署名され、正式に公布された後に発効する。

国会により可決されたその他の法規及び議院規則は、国会議長により署名される。これらの法規は、それが別の施行の手続を定めていない限り、公布の次の日から施行される。

第71条

国会により可決された法律の送付から10日以内に共和国大統領は、その法律に署名し、正式に公布するか、又は再審議のために、理由を付して国会に差し戻す。

国会により可決された法律が所定の期間内に共和国大統領により差戻しも、署名もされなかった場合には、国会議長が署名し、正式に公布した後に施行される。

国民投票により可決された法律又はその他の法規は、5日以内に共和国大統領により署名され、正式に公布されなければならない。

共和国大統領が所定の期間内に法律に署名し、公布しない場合には、その法律は、国会議長が署名し、正式に公布した後に施行される。

第72条

国会は、共和国大統領により差し戻された法律を再審議し、可決することができる。

議会により再審議された法律は、共和国大統領による修正又は追補が可決された場合又は国会議員の総数の過半数が当該法律に賛成した場

合若しくは憲法的法律のときは国会議員の総数の5分の3以上の賛成があった場合には、可決されたものとみなす。

共和国大統領は、3日以内に当該法律に署名し、遅滞なく正式に公布しなければならない。

第73条

国及び地方自治体の職員(裁判官を除く)による権限の濫用及び官僚主義に関する市民の苦情は、国会監督官により審査される。国会監督官は、責任を有する職員を罷免するために裁判所に提訴する権限を有する。

国会監督官の権限については、法律により定める。

国会は、必要な場合に、他の監督機関を設置する。その制度及び権限は、法律により定める。

第74条

重大な憲法違反を犯し、若しくは宣誓に違反し、又は罪を犯したことが発覚した共和国大統領、憲法裁判所の長官及び裁判官、最高裁判所の長官及び裁判官、控訴院の長官及び裁判官並びに国会議員は、国会議員の総数の過半数の票により罷免され、又は議員の職を解かれる。これは、議院規則で定める弾劾手続に従って行われる。

第75条

国会により任命又は選挙された職員は、憲法第74条に規定された者を除き、国会が、国会議員の総数の過半数の票により不信任を表明した場合には、罷免される。

第76条

国会の組織及び活動の手続は、議院規則により定められる。議院規則は、法律の効力を有する。

第6章 共和国大統領

第77条

共和国大統領は、国家元首である。

共和国大統領は、リトアニア国を代表し、憲法及び法律により課せられたすべての任務を遂行する。

第78条

出生によりリトアニア国民であり、リトアニアに直近3年間居住している者は、選挙日に40歳以上に達し、かつ、国会議員の被選挙権を有する場合には、共和国大統領の被選挙権を有する。

共和国大統領は、リトアニア共和国市民により5年の任期で普通、平等、直接選挙権に基づき、秘密選挙により選挙される。

同一人物は、2期を超えて連続して共和国大統領に選ばれることができない。

第79条

第78条第1項に規定する条件を満たし、2万人以上の署名を集めたリトアニア共和国市民は、大統領選挙候補者として登録される。

共和国大統領選挙候補者の人数は、制限されない。

第80条

共和国大統領の通常選挙は、共和国大統領の任期の満了の2か月前の月の最終日曜日に実施される。

第81条

有権者の過半数が参加した第1回目の投票において投票者の過半数の票を獲得した候補者が大統領に選挙されたものとみなす。選挙に有権者の過半数が参加しなかった場合には、最多数の票で、かつ、全投票数の3分の1以上の票を

獲得した候補者が選挙されたものとみなす。

第1回目の投票において必要とされる多数の票をいずれの候補者も獲得できなかった場合には、2週間後に得票数の上位2名による再選挙を実施する。より多くの票を獲得した候補者が選挙されたものとみなされる。

第1回目の投票において2名以下の候補者が参加し、いずれも必要とされる数の票を獲得できなかった場合には、再選挙を実施する。

第82条

選挙された共和国大統領は、ヴィルニウスにおいて国民の代表、すなわち、国会議員の面前で、国民に対し、リトアニア共和国及び憲法に忠実であること、良心に従いその職務を遂行すること並びにすべての人に対して等しく公正であることを誓った後、前任の共和国大統領の任期の満了の翌日に職務に就く。

再選された共和国大統領もまた宣誓を行う。

共和国大統領の宣誓の文書には、自らの署名及び憲法裁判所長官の署名、同長官が不在の場合には憲法裁判所裁判官のうちの1名による署名がなされる。

第83条

共和国大統領は、国会議員を兼ねることができず、他のいかなる職務にも就いてはならず、共和国大統領に対して定められた報酬及び創造的活動に対する報酬以外のいかなる報酬をも受け取ってはならない。

共和国大統領に選挙された者は、新たな大統領選挙運動の開始の時まで、政党及び政治団体における活動を中断しなければならない。

第84条

共和国大統領は次の各号に掲げる権限を有する。

1) 外交政策の基本問題について決定し、内閣

- とともに外交政策を指揮すること。
- 2) リトアニア共和国の国際条約を締結し、それを批准のために国会に提出すること。
 - 3) 内閣の提案に基づき、外国及び国際機関へのリトアニア共和国の外交代表を任命し、解職すること、外国の使節の任命及び解職の文書を接受すること並びに高級外交官の階級及び特別な称号を付与すること。
 - 4) 国会の同意を得て、内閣総理大臣を任命し、内閣総理大臣に対し、組閣を命じ、その構成を承認すること。
 - 5) 国会の同意を得て、内閣総理大臣を罷免すること。
 - 6) 新しい国会が選挙された後、内閣により返還された権限を受領し、新たな内閣が組織されるまで、その職務を遂行するよう命ずること。
 - 7) 内閣の辞職を受領し、必要な場合は、新たな内閣が組織されるまで、その職務を遂行し続けるよう命じ、又は内閣総理大臣の職務を遂行することを大臣の1人に命ずること。大臣の辞職を受領し、新たな大臣が任命されるまで、その職務を遂行するようその大臣に命ずること。
 - 8) 内閣が辞職した後、又は権限が返還された後に、15日以内に、新しい内閣総理大臣候補者を審議のために国会に提案すること。
 - 9) 内閣総理大臣の提案に基づき、大臣を任命し、罷免すること。
 - 10) 定められた手続に従い、法律により定められた国家公務員を任命し、罷免すること。
 - 11) 国会に最高裁判所裁判官の候補者を推薦し、すべての最高裁判所裁判官の任命を終えた後、当該裁判官の中から最高裁判所長官の任命を国会に提案すること。控訴院裁判官を任命し、国会がその候補者に同意を与えた場合には、当該裁判官の中から控訴院長官を任命すること。地域裁判所及び地方裁判所の裁判官及び裁判長を任命し、転任させること。法律により定められている場合には、国会が裁判官を罷免するよう提案すること。国会の同意を得て、リトアニア共和国検事総長を任命し、罷免すること。
 - 12) 国会に対し、3名の憲法裁判所裁判官候補者を推薦し、すべての憲法裁判所裁判官の任命を終えた後、当該3名の裁判官の中から、国会に対し、憲法裁判所長官の候補者を提案すること。
 - 13) 国会に対し、会計検査官及びリトアニア銀行委員会委員長の候補者を提案すること。国会が会計検査官及びリトアニア銀行委員会委員長の不信任を表明するよう提案すること。
 - 14) 国会の同意を得て、軍隊の司令官及び治安部隊の長を任命し、罷免すること。
 - 15) 高級軍人の階級を付与すること。
 - 16) 国家主権又は領土の統一を脅かす武力による攻撃があった際に、武力攻撃に対する防衛に関する決定、戒厳令の布告及び動員の宣言を行い、国会の次の会議において承認を得るため、これらの決定を提出すること。
 - 17) 法律に定める場合において、法律に定める手続に従い、非常事態を宣言し、国会の次の会議において承認を得るため、この決定を提出すること。
 - 18) リトアニアの状況並びにリトアニア共和国の国内政策及び外交政策について国会で年次報告を行うこと。
 - 19) 憲法が定める場合において、国会の臨時会を招集すること。
 - 20) 国会議員の通常選挙を公示し、憲法第58条第2項に定める場合には、任期満了前の国会議員選挙を公示すること。
 - 21) 法律により定められた手続に従い、リトアニア共和国の国籍を付与すること。

- 2) 栄典を授与すること。
- 2) 有罪判決を受けた者に対し、恩赦を与えること。
- 2) 国会により可決された法律に署名し、それを公布すること又は憲法第71条に定める手続に従い、法律を国会に差し戻すこと。

第85条

共和国大統領は、付与された権限を行使するに当たり、大統領令を発する。憲法第84条第3号、第15号、第17号及び第21号に掲げる事項について定められた大統領令が効力を有するためには、内閣総理大臣又は所管大臣の署名がなければならない。当該大統領令に対する責任は、それに署名した内閣総理大臣又は大臣に存する。

第86条

共和国大統領の身体は不可侵である。共和国大統領は、在職中、逮捕されず、刑事上又は行政上の責任を負わない。

共和国大統領は、重大な憲法違反を犯した場合若しくは宣誓を破った場合又は罪を犯したことが発覚した場合を除き、任期満了前に罷免されることはない。共和国大統領の罷免は、弾劾のための手続に従い、国会が決定する。

第87条

憲法第58条第2項に規定する場合であって、共和国大統領が任期満了前の国会議員選挙を公示したときは、新たに選挙された国会は、国会議員の総数の5分の3の多数により、最初の会議から30日以内に共和国大統領の任期満了前の選挙を公示する。

選挙に参加する意思を有する共和国大統領は、遅滞なく候補者として登録される。

選挙において、共和国大統領が再選された場合であって、第1期の在職期間が選挙前に3年を超えているときは、第2期目とみなす。第1

期の在職期間が3年以下の場合には、第1期の残りの期間のみ共和国大統領として選挙されるが、この在職期間は第2期目とはみなされない。

第2期目の在職期間中に共和国大統領の任期満了前の選挙が公示された場合には、現職の共和国大統領は、第2期の残りの在職期間のみ大統領に選挙されることができる。

第88条

次の各号に掲げる場合に、共和国大統領の職務は終了する。

- 1) 選挙された任期の満了
- 2) 任期満了前に大統領選挙が実施された場合
- 3) 辞職
- 4) 共和国大統領の死亡
- 5) 弾劾手続に従い、国会が大統領を罷免した場合
- 6) 憲法裁判所の判定を考慮に入れ、国会が、国会議員の5分の3の多数により、共和国大統領が職務を遂行できる健康状態にないことを確定する決議を行った場合

第89条

共和国大統領が死亡、辞職若しくは弾劾手続に従い、罷免された場合又は国会が共和国大統領が職務を遂行できる健康状態にないことを決議した場合、その職務は一時的に国会議長が行う。この場合に、国会議長は国会における権限を喪失し、国会の委任に基づき、副議長がその職務を一時的に担う。この場合に、国会は、10日以内に共和国大統領選挙の期日を決定し、その選挙を2か月以内実施しなければならない。国会が集会できず、共和国大統領選挙を公示できない場合には、選挙は、政府により公示される。

共和国大統領が一時的に外国に滞在している場合又は病気により一時的に職務を遂行することができない場合には、国会議長が代行する。

国会議長は、一時的に共和国大統領の代行を務めている際に、国会の任期満了前の選挙を公示することはできず、国会の同意なしに大臣を罷免又は任命することもできない。この期間において、国会は、国会議長の不信任を審議することはできない。

共和国大統領の権限は、その他の場合又はその他の個人若しくは機関により行使されることはできない。

第90条

共和国大統領は、公邸を有する。共和国大統領の報酬及び公邸の費用は、法律により定める。

第7章 リトアニア共和国内閣

第91条

リトアニア共和国内閣は、内閣総理大臣及び大臣により構成される。

第92条

内閣総理大臣は、国会の同意を得て、共和国大統領により任命され、罷免される。

大臣は、内閣総理大臣の提案に基づき、大統領が任命し、罷免する。

内閣総理大臣は、任命から15日以内に、自らが組織し共和国大統領によって承認された内閣を国会に対し提示し、その政策綱領を審議のために国会に提出する。

内閣は、国会議員選挙の後又は共和国大統領選挙の際に、その権限を共和国大統領に返還する。

新たな内閣は、その政策綱領に対し、出席議員の過半数で賛成した後に活動する権限を受理する。

第93条

内閣総理大臣及び大臣は、就任に際して、国

会において、リトアニア共和国に忠誠であること並びに憲法及び法律を遵守することを宣誓する。宣誓の文言は、内閣に関する法律により定める。

第94条

リトアニア共和国内閣は、次の各号に掲げる権限を有する。

- 1) 国事を司り、リトアニア共和国の領土の不可侵性を保護し、国の安全保障及び公共の秩序を保障すること。
- 2) 法律及び法律の実施に関する国会の決議並びに大統領令を執行すること。
- 3) 省とその他の政府機関の活動を調整すること。
- 4) 予算案を作成し、国会に提出すること及び国家予算を執行し、予算の執行に関する決算を国会に提出すること。
- 5) 法律案を作成し、審議のために国会に提出すること。
- 6) 外交関係を締結し、外国及び国際機関との関係を維持すること。
- 7) 憲法及びその他の法律により政府に対して定められているその他の職務を遂行すること。

第95条

リトアニア共和国内閣は、閣議において内閣の構成員の過半数の議決により国家統治の事案について決定を行う。閣議には、会計検査官も出席することができる。内閣総理大臣及び管轄する大臣は、閣議決定に署名する。

第96条

リトアニア共和国内閣は、内閣の一般的活動について国会に連帯して責任を負う。

大臣は、自らに委任された管轄分野を指揮する際に、国会、共和国大統領に責任を負い、及

び内閣総理大臣に直接に従属する。

第97条

内閣総理大臣は、リトアニア共和国政府を代表し、その活動を指揮する。

内閣総理大臣が不在又は職務を担うことができない場合には、内閣総理大臣の提案に基づき、共和国大統領が60日以下の期間内で、大臣のうちの1名を内閣総理大臣の代理に命ずる。内閣総理大臣の提案がない場合は、共和国大統領が大臣のうちの1名を内閣総理大臣の代理に命ずる。

第98条

大臣は、省を指揮し、その省の権限に属する問題を解決し、法律により定められたその他の権限を行使する。

内閣総理大臣により指名された内閣の他の構成員のみが一時的に大臣の代理となることができる。

第99条

内閣総理大臣及び大臣は、選挙され、任命されるその他の職務に就くことはできず、いかなる営利活動、商業的若しくは他の私的団体又は企業の労働に従事することはできず、その職務に対して定められている報酬及び創造的活動に対する報酬を除き、いかなる報酬も受けてはならない。

第100条

内閣総理大臣及び大臣は、国会の事前の同意なしに、また国会が休会中の場合には共和国大統領の事前の同意なしに、刑事的責任を負わず、逮捕されず、自由を制限されることはない。

第101条

国会の要請に基づき、内閣又は個々の大臣は、

国会に対し、その活動を説明しなければならない。

大臣の半数以上が交代した場合には、内閣は、再び国会からその権限を付与されなければならない。付与されない場合は、内閣は、総辞職しなければならない。

内閣は、次の各号に掲げる場合に、総辞職しなければならない。

- 1) 国会が二度続けて、新たな内閣の政策綱領に同意しなかった場合
- 2) 国会が秘密投票により、国会議員の総数の過半数の票で内閣又は内閣総理大臣の不信任を表明した場合
- 3) 内閣総理大臣が辞職又は死亡した場合
- 4) 国会議員選挙の後、新たな内閣が組織された場合

国会が秘密投票により国会議員の総数の過半数で大臣の不信任を決議した場合には、当該大臣は辞職しなければならない。

共和国大統領は、内閣又は大臣の辞職を受理する。

第8章 憲法裁判所

第102条

憲法裁判所は、法律及びその他の国会の法規が憲法に違反するか否か及び共和国大統領及び政府の法規が憲法又は法律に違反するか否かを決定する。

憲法裁判所の地位及びその権限の行使の手続については、リトアニア共和国憲法裁判所法により定める。

第103条

憲法裁判所は、9名の裁判官により構成され、それぞれ9年の任期で、1期に限り任命される。3年ごとに憲法裁判所の3分の1が再構成される。国会は、共和国大統領、国会議長及び最高

裁判所長官により提案された候補者の中から3名を憲法裁判所裁判官候補者として指名し、同裁判官として任命する。

国会は、共和国大統領の提案に基づき、憲法裁判所裁判官の中から憲法裁判所長官を任命する。

申し分のない名声を有し、法学の高等教育を受け、法律家として又は法学を専門とする学術的教育の分野で10年の職業歴のあるリトアニア市民が憲法裁判所の裁判官に任命されることができる。

第104条

憲法裁判所裁判官は、在職中、他のいかなる国家機関、個人又は組織からも独立し、リトアニア共和国憲法のみに従う。

就任前に、憲法裁判所裁判官は、国会においてリトアニア共和国及び憲法に忠誠であることを宣誓する。

裁判所の裁判官に対して定められている職業及び政治活動の制限は、憲法裁判所裁判官にも適用される。

憲法裁判所裁判官は、国会議員と同様の身体の不可侵に関する権利を有する。

第105条

憲法裁判所は、リトアニア共和国の法律及び国会により可決されたその他の法規がリトアニア共和国憲法に違反するか否かを審査し、判決を下す。

憲法裁判所は、次の各号に掲げる法規が憲法及び法律に違反するか否かを審査する。

- 1) 大統領令
- 2) 政令

憲法裁判所は、次の各号に掲げる事案について、審査の結果を提出する。

- 1) 共和国大統領選挙又は国会議員選挙期間中に選挙法の違反があったか否か

2) 共和国大統領の健康状態が職務を継続させ得るものであるか否か

3) リトアニア共和国の国際条約が憲法に違反するか否か

4) 弾劾手続が開始されている国会議員及び国家公務員の具体的な行動が憲法に違反しているか否か

第106条

内閣、国会議員の5分の1以上及び裁判所は、第105条第1項に規定する法規について憲法裁判所に提訴する権利を有する。

国会議員の5分の1以上及び裁判所は、大統領令の憲法及び法律適合性について憲法裁判所に提訴する権利を有する。

国会議員の5分の1以上、裁判所及び共和国大統領は、政令の憲法及び法律適合性について憲法裁判所に提訴する権利を有する。

法規の憲法適合性の調査についての共和国大統領の提案又は国会の決議により、当該法規の効力は停止する。

国会は、憲法裁判所に審査の結果を要求することができ、国会議員選挙及び国際条約に関しては、共和国大統領も審査の結果を要求することができる。

憲法裁判所は、提訴に法的根拠が存在しない場合には、事案の審査申立ての受理又は審査の結果の取りまとめを拒否することができる。

第107条

リトアニア共和国の法律(若しくはその一部)、その他の国会の法規(若しくはその一部)、大統領令又は政令(若しくはその一部)は、それ(若しくはその一部)がリトアニア共和国憲法に違反するという憲法裁判所の判決が正式に発表された日から適用されることはできない。

憲法により憲法裁判所の権限とされた事案に関する憲法裁判所の決定は、終局であり、異議

を申し立てることはできない。

憲法裁判所の審査の結果に基づき、国会は、憲法第105条第3項に規定された事案について最終的な決定を下す。

第108条

次の各号に掲げる場合に、憲法裁判所裁判官の権限は喪失する。

- 1) 任期の満了
- 2) 死亡
- 3) 辞職
- 4) 健康状態を理由として職務を遂行することができない場合
- 5) 弾劾手続に従い、国会が罷免する場合

第9章 裁判所

第109条

リトアニア共和国においては、裁判所が司法権を行使する。

司法権を行使するに際して、裁判官及び裁判所は、独立である。

裁判官は、事件を審理する際、法律にのみ従う。

裁判所は、リトアニア共和国の名の下に判決を下す。

第110条

裁判官は、憲法に違反する法律を適用することはできない。

具体的な事件に適用される法律又はその他の法規が憲法に違反すると確信する根拠が存在する場合には、裁判官は、事件の審理を停止し、憲法裁判所に当該法律又は法規が憲法に適合しているか否かを決定するよう移送する。

第111条

リトアニア共和国の裁判所は、リトアニア最

高裁判所、リトアニア控訴院、地域裁判所及び地方裁判所である。

行政、労働、家族及びその他の分野の事件の審理に関して、法律により専門的な裁判所を設置することができる。

平時においては、特別な権力を有する裁判所をリトアニア共和国に設置することはできない。

裁判所の構成及び権限については、リトアニア共和国裁判所法により定める。

第112条

リトアニアにおいては、リトアニア国民のみが裁判官となることができる。

最高裁判所裁判官及びその中から選出される長官は、共和国大統領の提案に基づき、国会により任命され、罷免される。

控訴院裁判官及びその中から選出される長官は、国会の同意に基づき、共和国大統領により任命される。

地方裁判所、地域裁判所及び専門裁判所の裁判官及び裁判長は、共和国大統領により任命され、配置換えされる。

裁判官の任命、昇進、転任又は罷免については、法律により定められた裁判官の機関が共和国大統領に助言する。

裁判官に任命された者は、法律に定める手続に従いリトアニア共和国に忠誠であること及び法律にのみ従い司法権を行使することを宣誓する。

第113条

裁判官は、その他の選挙され又は任命される職務に就くことはできず、いかなる営利活動、商業的若しくは他の私的団体又は企業の労働にも従事してはならない。また、裁判官は、当該裁判官に対して定められている報酬及び教育活動又は創造的活動に対する報酬を除き、いかな

る報酬も受けてはならない。

裁判官は、政党及びその他の政治団体の活動に参加することはできない。

第114条

国家機関、政府、国会議員その他の公務員、政党、政治団体及び社会団体又は市民による裁判官の活動への干渉は、禁止され、法律に定める責任を生じさせる。

裁判官は、国会の同意なしに、また国会が休会中の場合には共和国大統領の同意なしに、刑事的責任を負い、逮捕され、又は自由を拘束されない。

第115条

リトアニア共和国の裁判所の裁判官は、法律に定める手続に従い、次の各号の場合に、職を解かれる。

- 1) 自らの意思による場合
- 2) 任期満了又は法律により定められた年金支給年齢に達した場合
- 3) 健康状態の理由による場合
- 4) 他の職への選挙又は本人の同意を得た他の職場への転任による場合
- 5) その行動により裁判官の名を貶めた場合
- 6) 裁判官を有罪とする裁判所の法的拘束力を有する判決が下された場合

第116条

重大な憲法違反を犯した場合若しくは宣誓を破った場合又は罪を犯したことが発覚した場合には、国会は、弾劾手続に従い、最高裁判所の長官及び裁判官並びに控訴院の長官及び裁判官を罷免することができる。

第117条

すべての裁判所において、事件の審理は公開とする。個人の秘密若しくは家族生活の保護の

ため又は事件の公開の審理が国家機密、職業上又は商業上の秘密を開示するおそれのある場合には、裁判所の審理は、非公開とすることができる。

リトアニア共和国においては、裁判手続は、公用語で行われる。

リトアニア語を理解できない者は、通訳を通して調査及び裁判活動に参加する権利を有する。

第118条

検察官は、裁判前の捜査を組織し、指揮し、刑事事件において国による公訴を行う。

検察官は、法律に定める場合において、個人、社会及び国家の権利並びに利益を保護する。

職務遂行に際し、検察官は独立であり、法律のみに従う。

リトアニア共和国の検察組織は、中央検察庁及び地方検察庁から成る。

検事総長は、国会の同意に基づき、共和国大統領により任命され、罷免される。

検察官の任命及び罷免の手続並びにその地位については、法律により定める。

第10章 地方自治及び地方政府

第119条

自治の権利は、法律により定められた国の領土の行政単位に保障される。対応する地方議会は、自治の権利を行使する。

地方議会の議員は、その行政単位のリトアニア共和国市民及び他の永住者の中から、リトアニア共和国市民及び自治体の他の永住者により、普通、平等、直接の秘密選挙により、法律に従い、4年の任期で選挙される。

自治機関の組織及び活動の手続については、法律により定める。

リトアニア共和国の法律並びに政府及び地方議会の決定の直接的な執行のために、地方

議会は、地方議会に責任を負う執行機関を設置する。

第120条

国は、地方自治体を支援する。

地方自治体は、憲法及び法律により規定された権限に従い、自由に独立して活動する。

第121条

地方自治体は、予算を作成し、承認する。

地方議会は、法律により定められた制限及び手続に基づき、地方の公課を定める権限を有する。地方議会は、租税及び公課の設定に関する規定を歳出経費に充当するために定めることができる。

第122条

地方議会は、その権利の侵害について裁判所に提訴する権利を有する。

第123条

上位の行政単位において、行政組織は、法律に定める手続に従い、内閣により形成される。

内閣により任命された代表は、地方自治体が憲法及び法律を遵守しているか否か並びに内閣の決定を執行しているか否かについて監督する。

内閣の代表の権限及びその事務執行の手続については、法律により定める。

法律の定める場合及びその手続に従い、国会は、一時的に、地方自治体の領土に直接統治を実施することができる。

第124条

市民及び団体の権利を侵害する地方議会並びにその執行機関及び公務員の法規又は行為については、裁判所に提訴することができる。

第11章 財政及び国家予算

第125条

リトアニア共和国において、中央銀行は、リトアニア銀行であり、所有権によりリトアニア国家に帰属する。

リトアニア銀行の組織及び活動に関する手続、その権限、リトアニア銀行委員会委員長の法的地位並びにその罷免の理由については、法律により定める。

第126条

リトアニア銀行は、委員長、委員長代理及び委員により構成される銀行委員会により管理される。

リトアニア銀行委員会委員長は、共和国大統領の提案に基づき、国会により5年の任期で任命される。

第127条

リトアニアの予算制度は、リトアニア共和国の独立の国家予算及び独立の地方自治体の予算により構成される。

国家予算の歳入は、租税、公課、手数料、国有財産からの収入及びその他の収入により構成される。

租税、予算に計上されるその他の公課及び手数料については、リトアニア共和国の法律により定める。

第128条

国債及びその他の国家の基本的な財産上の債務に関する決定は、内閣の提案に基づき、国会が行う。

国有財産の保有、使用及び処分に関する手続については、法律により定める。

第129条

予算年度は、1月1日に開始し、12月31日に終了する。

第130条

内閣は、国家予算案を作成し、予算年度の終了前75日以内にそれを国会に提出する。

第131条

国家予算案は、国会により審議され、新しい予算年度の開始前に法律により承認される。

予算案の審議の間、国会は財源を示すことにより支出を増加させることができる。法律により定められた支出は、その法律が改正されるまで減額されることができない。

第132条

国家予算が期日内に承認されなかった場合には、歳出は、予算年度の開始の際、前年の予算年度の国家予算の歳出の12分の1を超えてはならない。

予算年度内に、国会は、予算を修正することができる。修正は、予算の作成、決定及び承認と同一の手續に従い行われる。必要な場合には、国会は、補正予算を承認することができる。

第12章 会計検査**第133条**

会計検査の制度及び権限については、法律により定める。

会計検査は、共和国大統領の提案に基づき、国会により5年の任期で任命される会計検査官により指揮される。

会計検査官は、就任に際し、宣誓を行う。宣誓については、法律により定める。

第134条

会計検査は、国有財産が合法的に管理され、使用されているか否か及び国家予算の執行を監督する。

会計検査官は、予算の年間執行報告書に対する検査書を国会に提出する。

第13章 外交政策及び国防**第135条**

外交政策を執行するに際し、リトアニア共和国は、一般的に承認されている国際法の原則及び規範に従い、国の安全保障、独立、市民の福祉並びにその基本的権利及び自由を確保することを目指し、法及び正義に基づく国際秩序の形成に貢献する。

リトアニア共和国においては、戦争の喧伝は禁止される。

第136条

リトアニア共和国は、国の利益及び独立に抵触しない限り、国際機関に参加する。

第137条

大量破壊兵器及び外国の軍事基地は、リトアニア共和国の領土には存在することができない。

第138条

国会は、次の各号に掲げる事項に関するリトアニア共和国の国際条約を批准し、破棄する。

- 1) リトアニア共和国の国境の変更
- 2) 外国との政治的協力、相互援助条約及び国防に関連した防衛的性格を有する条約
- 3) 武力の使用又は武力による威嚇の放棄及び平和条約
- 4) 外国の領土におけるリトアニア共和国軍の存在及び地位

5) 一般的な国際機関及び地域的な国際機関へのリトアニア共和国の参加

6) 多国間又は長期間の経済条約

法律及び国際条約は、国会がリトアニア共和国の国際条約を批准する際に、その他の事案についても規定することができる。

リトアニア共和国国会により批准された国際条約は、リトアニア共和国の法体系を構成する一部となる。

第139条

外国の武力による攻撃からリトアニア国家を防衛することは、リトアニア共和国市民の権利であり、義務である。

リトアニア共和国市民は、法律により定められた手続に従い、兵役又は代替の国防役務に従事しなければならない。

国防の組織については、法律により定める。

第140条

国防に関する主要問題は、共和国大統領、内閣総理大臣、国会議長、国防大臣及び国軍司令官により構成される国家防衛会議により審議され、調整される。国家防衛会議は、共和国大統領が主宰する。その組織、活動及び権限に関する手続については、法律により定める。

共和国大統領は、国軍の最高司令官である。

政府、国防大臣及び国軍司令官は、国軍の管理及び指揮について国会に対し責任を負う。予備役に退いていない軍人は、国防大臣に就任することができない。

第141条

現に、兵役に従事している者又は代替役務に従事している者並びに国防機構、警察及び内務省の職員、下士官、再入隊者並びに給与を受けている準軍隊及び治安機関の職員で予備役に退いていない者は、国会議員又は地方議会議員に

なることができない。これらの者は、国家の軍務以外の公務における選挙又は任命される職務に就くことはできず、政党及び政治団体の活動に参加することもできない。

第142条

国会は、戒厳令を布告し、動員又は動員解除を宣言し、祖国を防衛する必要が生じた場合又はリトアニア国家の国際的な義務を履行する必要が生じた場合には、軍隊の使用の決定を行う。

国家主権又は領土の統一を脅かす武力攻撃があった場合には、共和国大統領は、遅滞なく武力攻撃に対抗する防衛に関する決定を行い、国全体又は一部に戒厳令を布告し、動員を宣言し、承認を得るために次回の国会の会議にこれらの決定を提出し、国会が閉会中である場合には、共和国大統領は、遅滞なく国会の臨時会を招集する。国会は、共和国大統領の決定を承認又は却下する。

第143条

戦時に通常選挙を実施しなければならない場合には、国会又は共和国大統領は、国会、共和国大統領又は地方議会の任期の延長の決定を行う。この場合に、選挙は、戦争終了後3か月以内に実施しなければならない。

第144条

国において、憲法秩序又は社会の治安に対する脅威が生じた場合には、国会は、非常事態を全土又はその一部に宣言することができる。非常事態の期間は6か月以下である。

国会が閉会中で緊急を要する場合は、共和国大統領がその決定を行い、同時にそれを審議するために国会の臨時会を招集する権利を有する。国会は、共和国大統領の決定を承認又は却下する。

第145条

戒厳令又は非常事態が宣言されたのち、憲法第22条、第24条、第25条、第32条、第35条及び第36条に規定する権利及び自由は、一時的に制限することができる。

第146条

国は、兵役の期間に健康を害した兵士及び兵役の期間に命を奪われ又は死亡した兵士の家族を保護し、扶養する。

国は、国の防衛の際に健康を害した市民及び国の防衛の際に命を奪われ又は死亡した市民の家族を扶養する。

第14章 憲法改正**第147条**

リトアニア共和国憲法の改正又は追補の提案は、国会議員の4分の1以上の会派又は30万人以上の有権者により国会に提出することができる。

非常事態又は戒厳令が宣言されている間は、憲法を改正することはできない。

第148条

憲法第1条の「リトアニア国は、独立した民主的な共和国である」という規定は、国民投票により、選挙権を有するリトアニア市民の4分の3の賛成があった場合にのみ改正することができる。

第1章の「リトアニア国」及び第14章の「憲法改正」の規定は、国民投票によってのみ改正することができる。

憲法のその他の章に関する改正は、国会において2回審議され、投票されなければならない。投票の間には、3か月以上の期間を置かなければならない。憲法改正案は、各々の投票において、国会議員の総数の3分の2以上の賛成があっ

た場合に、採択されたものとみなされる。

採択されなかった憲法改正は、1年間は、再審議のために国会に提出することはできない。

第149条

共和国大統領は、憲法改正に関する採択された法律に署名し、5日以内に公布する。

共和国大統領が所定の期間に署名し、公布しない場合には、国会議長が署名し、公布した場合に、その法律は、施行される。

憲法改正に関する法律は、その採択から1か月以降に施行される。

末尾規定**第150条**

リトアニア共和国憲法の構成部分は、次に掲げる法律である。

1991年2月11日の「リトアニア国に関する」憲法的法律

1992年6月8日の「旧ソビエト東方同盟へのリトアニア共和国の不参加に関する」憲法的法律

1992年10月25日の「リトアニア共和国憲法の施行の手続に関する」法律

2004年7月13日の「リトアニア共和国の欧州連合への加盟に関する」憲法的法律

第151条

このリトアニア共和国憲法は、選挙権を有するリトアニア共和国市民の過半数がこの憲法に賛成することを条件に、国民投票の結果の公表の翌日から施行される。

第152条

この憲法及びその個々の規定の施行の手続は、「リトアニア共和国憲法の発効の手続に関する」リトアニア共和国の法律により定められ、こ

の法律は、このリトアニア共和国憲法とともに国民投票により採択される。

第153条

このリトアニア共和国憲法が国民投票により採択された場合、1993年10月25日までに、リトアニア共和国国会は、国会議員の総数の5分の3の多数により、第47条、第55条、第56条、第58条第2項第2号、第65条、第68条、第69条、第84条第11号及び第12号、第87条第1項、第96条、第103条、第118条並びに第119条第4項

を改正することができる。

第154条

国民投票により採択されたリトアニア共和国憲法及び「リトアニア共和国憲法の施行の手続に関する」リトアニア共和国の法律は、リトアニア共和国最高評議会議長により署名され、15日以内に公布される。

(やまおか のりお・政治議会課憲法室)

リトアニア国に関するリトアニア共和国憲法的法律
Lietuvos Respublikos Konstitucinis Įstatymas dėl Lietuvos Valstybės

山岡 規雄訳

リトアニア共和国最高評議会は、
1991年2月9日の国民投票に際して、投票権を有するリトアニア住民の4分の3以上が秘密投票により「リトアニア国は独立した民主的な共和国である」ことに賛成した事実を鑑み、
この主権及び意思により、リトアニア国民は、再び独立したリトアニア国家の問題に関する不変の立場を確認したことを強調し、
国民投票の結果をリトアニアの独立を強化し防衛し、民主的な共和国を創設する共通の決定と解釈し、
リトアニア民族の意思を実現し、
この法律を採択し、厳かに公布する。

第1条

「リトアニア国は、独立した民主的な共和国である」という宣言は、リトアニア共和国の憲法的規範であり、国の基本原則である。

第2条

第1条に規定するこの憲法的規範及び国の基本原則は、投票権を有するリトアニア市民の4分の3以上の賛成があったリトアニア国民の国民投票によってのみ改正することができる。

(やまおか のりお・政治議会課憲法室)

旧ソビエト東方同盟へのリトアニア共和国の不参加に関する
リトアニア共和国憲法的法律

Lietvos Respublikos Konstitucinis Aktas dėl Lietuvos Respublikos Nesijungimo
į Postsovietines Rytų Sąjungas

山岡 規雄訳

リトアニア共和国最高評議会は、
1918年2月16日及び1990年3月11日のリトア
ニアの独立国家の復興に関する法律及び1991
年2月9日に表明された全国民の意思に基づき、
すべての占領地とともに、旧ソヴィエト社会主
義共和国連邦を何らかの形式で維持しようとす
る試み及び旧ソヴィエト東方連合の防衛、経済、
財政及びその他の「領域」へとリトアニアを誘引
する意図に鑑み、
次のとおり、決定する。

1. かつてソヴィエト社会主義共和国連邦の構成
国であった各国と互恵関係を発展させるもの
の、いかなる形式であれ、旧ソヴィエト社会

主義共和国連邦を基礎とした、新たな政治的、
軍事的、経済的若しくはその他の国家同盟又
は国家共同体には参加しない。

2. この憲法的法律の第1条に規定する国家同盟
又は国家共同体へとリトアニア国家を誘引す
ることを目的とした活動は、リトアニアの独
立に敵対する行為であるとみなし、それに関
する責任については、法律により定める。
3. ロシア、独立国家共同体又はその構成国の軍
事基地又は軍事部隊は、リトアニア共和国の
領土に、駐留することができない。

(やまおか のりお・政治議会課憲法室)

リトアニア共和国憲法の施行の手續に関する法律
Lietuvos Respublikos Įstatymas dėl Lietuvos Respublikos Konstitucijos
Įsigaliojimo Tvarkos

山岡 規雄訳

第1条

リトアニア共和国憲法が施行された場合には、リトアニア共和国暫定基本法の効力は、失われる。

第2条

リトアニア共和国憲法の採択前にリトアニア共和国の領土で効力を有していた法律、法令又はその一部は、リトアニア共和国憲法及びこの法律に違反しない範囲内で効力を有し、それらが無効であると認められるまで又は憲法の規定に適合させられるまで効力を有し続ける。

第3条

リトアニア共和国の国家権力及び統治の最高機関、評議員及び地方議会の地位を定めるリトアニア共和国の法律の規定は、選挙された国会が別に決定するまで効力を有する。

第4条

リトアニア共和国最高評議会及びその評議員の権限は、選挙されたリトアニア共和国国会の最初の会議が招集された時点で失効する。

リトアニア共和国国会議員は、二回の投票から成る選挙の後、国会議員の5分の3以上が選挙されたことを中央選挙管理委員会が公表した時から3日目の就業日に集会するために招集される。

第5条

リトアニア共和国国会議員の宣誓は、次のとおりである。
「私(氏名)は、

リトアニア共和国に忠誠であることを誓い、
憲法及び法律を尊重し執行し、国土の統一を保護することを誓い、

私の能力の最善を尽くし、リトアニアの独立を強化し、良心的に祖国、民主主義及びリトアニア国民の福祉に仕えることを誓います。

神の御加護がありますように。」

宣誓は、最後の一文を省略して行うこともできる。

第6条

共和国大統領が不在の期間、その法的位置づけは、リトアニア共和国憲法第89条に規定された位置づけと同一とする。

必要な場合には、国会は、国会議員の総数の過半数の票により第89条に規定する期間を延長することができるものの、4か月を超えてはならない。

第7条

リトアニア共和国憲法裁判所裁判官及び憲法裁判所長官は、その中から、共和国大統領選挙の1か月以内に任命される。

憲法裁判所裁判官が初めて任命された場合には、そのうちの3名は3年の任期で、3名は6年の任期で、3名は9年の任期で任命される。

共和国大統領、国会議長及び最高裁判所長官は、憲法裁判所裁判官の任命の提案の際、いずれの者が3年の任期、6年の任期及び9年の任期で任命されるかを明示する。

3年の任期及び6年の任期で任命された憲法裁判所裁判官は、3年以上の期間を置いた後、同一の職務に再度就任することができる。

第8条

リトアニア共和国憲法第20条第3項の規定は、リトアニア共和国刑事訴訟法がこの憲法に適合させられた後に適用することができる。

(やまおか のりお・政治議会課憲法室)

リトアニア共和国の欧州連合への加盟に関する リトアニア共和国憲法的法律

Lietuvos Respublikos Konstitucinis Aktas dėl Lietuvos Respublikos Narystės Europos Sąjungoje

山岡 規雄訳

リトアニア共和国国会は、
2003年5月10日から11日までに実施された、
リトアニア共和国の欧州連合への加盟に関する
国民投票において表明されたリトアニア国民の
意思を執行し、
欧州連合が人権及び基本的自由を尊重すること
及びリトアニアの欧州連合への加盟がより効率的
な人権及び自由の保障に貢献することを確信
していることを表明し、
欧州連合が加盟国の国家のアイデンティティー
及び憲法的伝統を尊重していることに留意し、
リトアニア共和国の欧州統合への完全な権利を
有する参加並びにリトアニア共和国の安全保障
及びその市民の福祉を確保することを希求し、
ベルギー王国、デンマーク王国、ドイツ連邦共
和国、ギリシャ共和国、スペイン王国、フラン
ス共和国、アイルランド、イタリア共和国、ル
クセンブルク大公国、オランダ王国、オースト
リア共和国、ポルトガル共和国、フィンランド
共和国、スウェーデン王国及びグレート・ブリ
テン及び北部アイルランド連合王国(欧州連合
加盟国)と、チェコ共和国、エストニア共和国、
キプロス共和国、ラトヴィア共和国、リトアニ
ア共和国、ハンガリー共和国、マルタ共和国、
ポーランド共和国、スロヴェニア共和国及びス
ロヴァキア共和国との間で、2003年4月16日に
アテネで署名された、チェコ共和国、エストニ
ア共和国、キプロス共和国、ラトヴィア共和国、
リトアニア共和国、ハンガリー共和国、マルタ
共和国、ポーランド共和国、スロヴェニア共和
国、スロヴァキア共和国の欧州連合への加盟に
関する条約を2003年9月16日に、批准し、こ

の憲法的法律を採択し、公布する。

1. リトアニア共和国は、欧州連合加盟国として、
欧州連合を設立する条約に規定された分野に
おいて、並びに他のすべての欧州連合構成国
とともに、当該分野において加盟国としての
義務を履行し、及び加盟国としての権利を享
受する範囲内において、その国家機関の権限
を欧州連合と共有し、又はその権限を欧州連
合に委譲する。
2. 欧州連合法の規範は、リトアニア共和国の法
体系の一部を構成する。欧州連合を設立する
条約に関する限り、欧州連合法の規範は、直
接適用され、法規範間の抵触が生じた場合
には、欧州連合法の規範がリトアニア共和国
の法律及びその他の法規に優越する。
3. 政府は、欧州連合法の法令を採択する提案に
ついて、国会に報告する。リトアニア共和国
憲法に基づく、国会の権限に関連する分野を
規制する欧州連合法の法令を採択する提案に
関しては、政府は、国会に諮問する。国会は、
その提案に関して、政府にリトアニア共和
国の立場を勧告することができる。国会の
欧州問題委員会及び外交問題委員会は、議
院規則に定める手続に従い、欧州連合法の
法令の採択の提案に関する国会の意見を政
府に提出することができる。政府は、勧告
又は国会若しくはその委員会により提出さ
れた意見を評価し、法令に定める手続に従
い、その実施について国会に報告する。
4. 政府は、法令に定める手続に従い、欧州連
合法の採択の提案を審議する。この提案に
ついて、政府は、決定又は決議を採択する
ことが

できるが、その採択には憲法第95条の規定が適用されない。

(やまおか のりお・政治議会課憲法室)